自治会運営
マニュアルVer.4

昭島市自治会連合会
創立 60 周年記念 発行

自治会運営マニュアル　Ver.4

……　目　次　……

第一章　自治会運営

市への申請及び登録 …… 1
活動計画を立てる …… 2
年間の活動モデル …… 3
会則（規約）を見直そう …… 4
役割分担し「組織」を作る …… 5
会議を開こう! …… 7
会計は適正かつ正確に! …… 10
情報を知らせる …… 12
個人情報を適切に活用しよう …… 14

第二章　自治会加入促進活動

活動のポイント …… 18
自治会の必要性 …… 20
加入促進ツール紹介 …… 21
未加入者からの想定質問 …… 22

第三章　“いざ”と言う時に備えた防災活動

自分たちの地域は自分たちで守ろう! …… 25
「自主防災組織活動」を推進しよう! …… 26
「東京都」と「昭島市」の取組みを学ぼう! …… 27
「自主防災組織」と「自助・共助・公助」の関係 …… 28
「学校避難所運営委員会」とは …… 29
「学校避難所運営委員会」と自治会の関係 …… 30
自治会の防災訓練（まちかど防災訓練） …… 31
自治会の「学校避難所先」一覧 …… 32

第四章　自治会活動連携する組織について

昭島市自治会連合会 …… 34
地域からの選出委員等一覧 …… 36
赤十字及び社会福祉協議会 …… 37
地域内にある各種団体組織 …… 38
協働のまちづくりの取組み …… 39
昭島市の自治会紹介 …… 40
東京都の「地域の底力再生事業助成金」 …… 44

自治会運営マニュアル発行にあたって …… 45

第一章　自治会運営

●市への申請及び登録

■補助金申請

　年度の切り替えに伴い自治会の補助金事業の実績及び交付の申請が必要となります。

　例年2月から3月頃、昭島市市民部生活コミュニティ課より各自治会長宛に案内が届けられます。新会長は、引き継ぎ時に前会長よりお受け取りください。

　申請には、口座番号及び口座名義の表示された預金通帳の表紙のコピーが必要です。会計担当が交代された場合は、速やかに名義変更をしてください。

　また、事業結果報告及び収支決算書の提出が必要です。こちらは、各自治会の議案書もしくは、総会資料を提出ください。

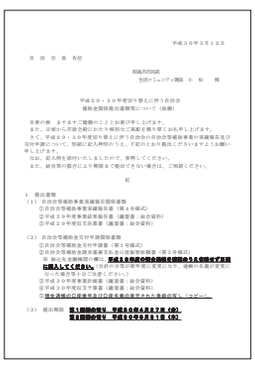
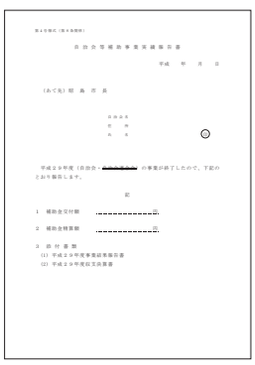
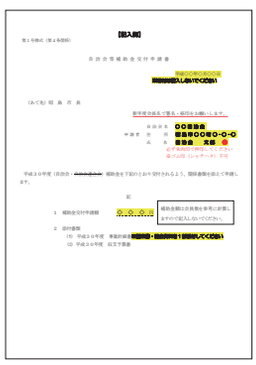
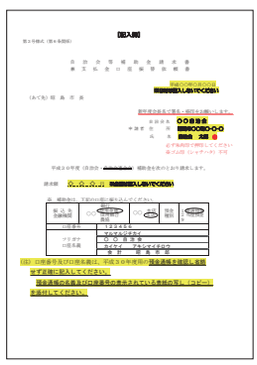
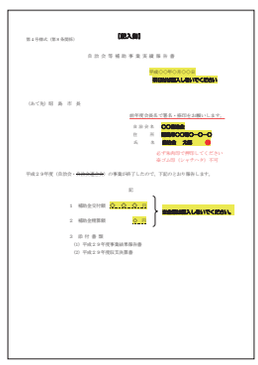

（申請書は年度により変更になる場合もあります。参考例は平成30年度ものです。）

■資源回収奨励金交付団体登録

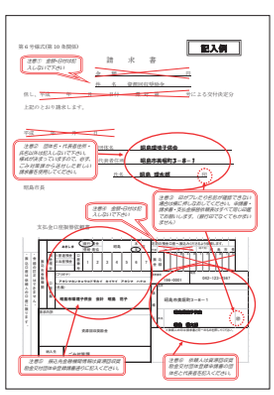

　資源回収を行う自治会様は、資源回収奨励金交付団体登録が必要です。

　申請用紙は、2月から3月頃、昭島市環境コミュニケーションセンターより各自治会長宛てにご案内が届けられます。新会長は、前会長よりお受け取りください。

　申請には通帳のコピーが必要となります。

公園や道路の清掃にはボランティア袋が使用できます。
町の美化にご協力ください。

ボランティア袋の詳細は、昭島市のホームページをご覧ください。

　街路樹の落ち葉や公園の清掃など、公共の場所を清掃したごみを出される場合には、ボランティア袋を使用して出すことが出来ます。

●活動計画を立てる

総会前(2～3月頃)に、役員みんなで次年度の事業計画を協議し、予算案を作成しましょう。
総会で決まった事業計画と予算を基に、事業を行いましょう。

■事業計画

・事業計画は 1 年間の方針であるので、総会に議案として提出し、会員の同意(議決)のもと、事業計画を基に自治会活動を進める。
・また、活動の目的や内容を会員が理解し、協力していただくためにも、計画を立て、執行することが重要でしょう。

≪作成する際のポイントは≫
① 多くの人の意見を聞き、反映させること。
② 役員以外にも会員が、自治会活動に賛同していただき、参加していただける事業内容、活動方法を工夫しましょう。

■予　算

・予算は、自治会が行う活動に基づき年間の収支計画を立てることで事業計画と連動します。
・会員の納得が得られるよう、正確にわかりやすく作成しましょう。

■会　費

・会費は、自治会によって様々で半数の自治会が年額2400～3600 円です。
・集合住宅では共益費も含んで集金したり、マンション管理組合の場合、別に自治会費は集めず工夫をしているところもあります。

■事業計画・予算づくりの手順

①目標の設定・課題の整理	・地域の将来像や目標を話し合う ・現在の課題やこれまでの活動の反省点を話し合う
②活動内容の検討	・活動の目的・内容(何のために、どんな活動を行うか)を検討する ・活動の詳細(誰が、何を、いつ、どこで、どうやって行こうか)を検討する
③他の事業との調整	・日程や内容は、地域の小学校や中学校の次年度の日程の確認や、市の諸行事との調整をする ・周辺自治会とも情報交換をしておく
④事業計画案・予算案の作成	・１年間の活動内容を取りまとめ、事業計画案を作成する ・前年度の決算を参考としながら、全体の収入と支出を積算・調整し、予算案を作成する ・会計書類の科目等、記入方法は原則継続した方が分かりやすい
⑤総会での議案・議決	・総会で事業計画案・予算案を説明する ・質疑応答を経て、議決を求める

●年間の活動モデル

自治会活動の1年モデル

4月 5月 6月	•春のお花見会 •定期総会 •市内クリーン運動 •交通安全&防犯講習
7月 8月 9月	•お祭り、納涼大会 •敬老のお祝い
10月 11月 12月	•ブロック運動会 •まちかど防災訓練 •歳末パトロール
1月 2月 3月	•餅つき大会 •ブロック対抗スポーツ大会（インドアペタンク）

自治会活動通年事業

市の発行する印刷物の回覧
市の発行する印刷物の回覧、配布を行います。
ポスターの掲示
市の発行するポスターの掲示を行います。
防災・防犯パトロール
近年、子供や高齢者を狙った犯罪、放火などの火災が多発している中、自治会では地域ぐるみで事件や事故、火災から地域住民を守るため「防災・防犯パトロール」などを実施しています。
地域の清掃・資源回収
環境美化意識の高揚やコミュニティ活動の醸成を図るため、「クリーン作戦」「資源回収」などが行われています。
募金活動等
日本赤十字募金・社会福祉協議会会員増強運動・赤い羽根共同募金・歳末助け合い募金の活動を行っています。

●会則（規約）を見直そう

自治会の憲法ともいうべき“規約”にしたがって、役員全体によって民主的に会員に開かれた運営をやっていくことが基本です。
常に見直し、現状に合った会則（規約）を作り直しましょう。それにより自治会役員をはじめ、会員に理解していただき、活性化しながら進めている自治会に対しては、多くの会員が理解し協力していただけるでしょう。

■会則（規約）に盛り込む内容

目　的
会の設立趣旨を示した基本理念です。
具体例：以下の共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持形成に資することを目的とします。
（1）　地域の生活環境の維持および改善に関すること。
（2）　福祉厚生に関すること。
（3）　共同資産・施設の維持管理に関すること。
（4）　会員相互のコミュニケーションに関すること。

名　称
自治会の名称を掲載しましょう。

区　域
自治会の区域を掲載しましょう。

所在地
自治会の事務所となる場所の所在地を掲載しましょう。
所在地を会長宅とする場合もあります。

構成員
原則として、「区域内」の住民および商店、会社等が対象となります。

役　員
役員の仕事の概要や人数、任期、選出方法を定めるのが一般的です。

会　議
全会員が出席する総会はじめ、役員会などの開催時期、招集方法、定足数、議決事項を会議の種別に掲載しましょう。

会　費
活動資金です。「1世帯あたり月額○○○円」と金額を掲載します。
「総会で金額を決定する」とし毎年金額を決定する方法もあります。
また、資源回収の収入を活動資金にする場合もあります。
※1年間に必要な資金を全会員で分担するのが原則です。

その他
会計年度、入退会、慶弔贈与、会則（規約）改定等を定めるのが一般的です。
個人情報取り扱い・管理についての規定を必ず掲載しましょう（詳細は、個人情報取り扱いの項を参照してください。）

●役割分担し「組織」を作る

自治会の組織は、様々な人から構成されております。自治会長をはじめ役員の役割は、大変重要です。
役員全員で、次の役員メンバーを育て、継続性のある自治会をつくりましょう！自治会は役員のチームワークで決まります。

■自治会の主な役員

会　長
- 自治会の組織をまとめる「最高責任者」です。
- 自治会のまとめ役として、全体を見渡しながら、他の役員や会員がそれぞれの立場で十分に力を発揮できる環境をつくるとともに、他の団体との連携を図り、多くの人の関わりにより、自治会活動を活発にしていくことが大切です。

副会長
- 会長と常に連携をとり、会を運営します。
- 会長を補佐し、会長不在の時等はその職務を代行します。

会　計
- 自治会のお金の出し入れに関する事務を行い、必要な書類を管理します。
- 自治会に資産がある場合は、資産管理を行います。

事業監査
- 自治会の会計や事業の実施状況をチェックします。

会計監査
- 自治会の会計の実施状況をチェックします。

書　記
- 会議の記録やその他の事務を受け持ちます。

その他
- 総務、広報、交通安全、防犯、防災、環境、子供会など、各分野に担当を置く場合もあります。

■役員の任期と運営

任　期

役員の任期は、1年もしくは2年間のところが、自治会では7割を占めていますが、構成役員数などにより様々です。

交替時には、会の運営が滞らないように、総入れ替えではなく役員の半分ずつが交代する方法があります。
1年では、自分の役割がわかった頃に辞めることになり、2年以上が望ましいです。

選　出

会則にのっとり民主的にわかりやすく選出し、決まったら会員に速やかに知らせましょう。

役員会（三役会）

三役会を中心に役員会を構成し、自治会役員定例会や総会にかける議案を検討します。

役員定例会

役員に加え区長、班長などを常任委員（運営）とし、定期的な会議（運営あるいは常任委員会）を行い総会の議決に従って会を運営します。原則月1回程度が望ましい。

定例役員会など会議をおこなった際は、開催日や場所、出席者、議事の経過・議決事項等を記載した議事録を作成・保存しておきましょう。

■役員への負担軽減への取り組み例

役員一人ひとりの負担を軽減することが重要です！

◎役職のやることを文書化しておく。
記録やマニュアルをつくり、引き受けた役員が、何をするのかを明確にしておきます。そのことで、任期中に何をしていけばいいかという心配がなくなり、負担感を軽減することができます。

◎役員のサポート体制をつくる。
役員経験者によるサポート体制をつくり、不慣れな役員を助ける仕組みを設けるという取り組みもあります。また、役員の総数を増やすことで、ひとりひとりの負担を減らすという方策も考えられるでしょう。

■引き継ぎが大切です!

運営を円滑に進めるためには、引き継ぎがポイントになります！

◎役職ごとに専用ファイルをつくり、資料や記録を新任役員に渡すようにしましょう。
◎行事を行う際には、それぞれの担当者が手順や準備した品物をメモし、会場の設営状況などの詳細を写真に残しておくと、引き継ぎの際に新任役員にわかりやすく説明ができます。

●会議を開こう！……合議制で民主的な会議の運営を

総会や役員会を会則どおり各種会議を開催し、みんなで話し合いながら民主的にみんなが納得できるように進め意思決定をしていきましょう。開催通知もお忘れなく！

■総会

- 総会は、会員の総意で自治会の方針を決定する最高議決機関です。
- 多くの自治会は４～5 月に開催されます。１名でも多くの会員に出席していただけるよう工夫したいものです。
- ２～３月定例会で、役員全員で協議し議案作りをしましょう。

《総会開催前の準備》	
開催通知	・開催の１ヶ月前には、開催日時や会場、議題などを、会員に書面で通知しましょう ・会議資料や当日出席できない人のために、委任状も同時に配布しておけば、総会当日運営がスムーズです
会員数・定足数の確認	・総会は、定足数に達しないと開会できません ・事前に会員数と定足数を確認しておきましょう ※「定足数」とは、総会成立に必要な最小限の出席者数のことで、会則で決めておきます
委任状の集計	・委任状は当日の議決の際、とても重要になります ・委任状を当日会場に届く場合もありますので追加して加算し、総会のはじめに報告することが必要です
議長候補者の選出	・総会の議長は、当日出席者の中から決める ・立候補者が出ない場合もありますので、事前に候補者を選び本人と打合せをしておきましょう

■役員会（自治会役員定例会）

- 役員中心に定期的に（原則月１回）役員会を開催します。
  ※自治連の常任委員会は、原則第一木曜日の夜に開催しております。
- 総会で決まった年間活動内容にしたがって運営をしていきます。
- 役員会終了後、速やかに協議内容を議事録に残し、次の役員会で確認する。
- 役員会を、スムーズに運営するため、必要に応じて事前に、三役会（会長・副会長・会計）を開催して、自治会運営をまとめていきましょう。

■総会の進行

▼開　会	・司会は、副会長がおこなうとスムーズにいきます ・定刻時、定足数に達していたら開催しましょう ※会則や前年度活動記録、決算書類、議事録等の用意
▼会長挨拶	※要点をまとめて、あまり長くならないようにします
▼議長選出	・会場の中から議長希望者がいるかどうかを確認し、いない場合は他薦して、出席者の同意を得て決めます ・議長は、賛否が同数の場合のみ議決権を行使する
▼定足数報告・総会成立宣言	当日の参加者と委任状提出数を加算し、定足数に達したことを確認の上、総会が成立したことを宣言します
▼議事録署名人の選出	議長のほか当日の総会出席者の中から、議事録に署名する会員を２名選出しましょう
▼議案審議と議決	
第1議案　前年度事業報告　（自治会長か総務担当が報告） **第2議案　前年度決算報告**　（自治会長か会計担当が報告） **第3議案　監査報告**（会計監査から報告） ※前年度の事業実績、収支決算、監査結果について第１～３議案まで、それぞれ報告し質疑応答を経て議決を求めます **第4議案　規約改定(案)** **第5議案　役員の選出(案)** ※新役員の立候補者を募りますが、規約等で決まっている選出方法の場合は、候補者を紹介し議決を求める。役員の職務分担は、あらかじめ決定したうえで承認決議を行う場合と、承認された役員が互選により決める場合とがあります **第6議案　新年度事業計画(案)**（新役員からの説明） **第7議案　新年度予算(案)**（新役員からの説明） ※第６，７議案の提案説明し質疑応答を経て議決を求めます	
▼閉　会	→議事録を作成し、保管し閲覧できるようにしましょう

★緊急動議の取扱い

- 軽易な事柄であれば出席者の同意を得て協議し、議決してもよい。
- 重要案件については意見を聞くにとどめ、後日役員会で協議する。
- 規約で「総会では、通知した事項のみ決議できる」と定めておくとよい。

参考

活動区分	活動計画
地域の親睦ふれあい	春のお花見会・夏まつり・納涼大会 ブロック運動会・餅つき大会
地域の安全安心	防災パトロール・自主防災訓練（組織） 年末警戒巡回夜警・交通安全教室
高齢者健康見守り	地域健康フェア・災害時要援護者の見守り お年寄り交流の場サロンの運営
広報	自治会会報の発行・活動行事報告の発行 自治連HP自治会紹介へのブログ投稿 電子メール広報発行、配布
行政との連携・協力	行政の発行、配布物の配布、回覧、掲示 行政サービスの補完・イベント参加 学校避難所運営委員会への参画
地域の環境美化	花壇の花の植え替え 自治会エリアの周辺清掃・資源回収
地域福祉	赤十字・赤い羽根 社会福祉協議会会員増強運動 歳末助け合い募金への募金協力

豆知識

印刷代を削減しましょう！

総会資料や、役員会の資料の印刷どうされていますか？
市内の市立会館の簡易印刷機（印刷は速いですよ）を
上手に使いましょう。

〈使用条件〉　・営利を目的としない団体であること
・個人は不可　・印刷用紙は持ち込み
・A3 サイズまでの白黒印刷　・20 枚以上
※身近な 11 カ所の市立会館と公民館でできます。
※会館の受付にお申し出下さい。

●会計は適正かつ正確に！ ……適正に会計処理をする

総会で決まった事業計画と予算を基に事業を行い、会計監査を受け、適正に会計を処理しましょう。

会計は、様々な収入・支出の現金の流れを管理し、帳簿に正確に記載しましょう。多くの自治会は、預金通帳は会計担当者、印鑑は会長が保管し、特定の人が両方持たないように公平さを担保しています。

■会計処理のポイント

①会計科目

- 収入科目としては、会費、寄付金、助成金、集会所使用料、利息など
- 支出科目としては、会議費、印刷費、負担金、雑費など
- 科目は、原則前年度と同様にし、前年度の比較ができるようにする
- 科目を変える場合は、理由を役員会で説明し承認を得ること

②収入の処理

- 収入科目ごとに分けて、帳簿を作成する
- パソコンで整理すると便利
- 関係帳票書類を日付順に整理する
- 収入した現金は、速やかに貯金する
- 随時、帳簿の金額と通帳の残金を確認する

③支出の処理

- 科目別に、帳簿を作成し、明細を記載し、領収書等の伝票を整理する
- 帳簿の金額と、領収書の金額が間違いないか確認する

④決算書作成

- 一般的には４月１日～翌年３月31日で収支決算書を作成する
- 金融機関に、３月31日付けの通帳の残高証明書を依頼する
- ４月初めに決算書をまとめ、会計関係書類を含め、会計監査を受ける

⑤会計監査を厳格に

- 予算執行内容と財産管理を確認し調査をする
- 監査後に、監査報告書に署名・捺印をする
- 総会前の役員会並びに総会の席上、会計監査が監査報告をする
- 監査中に不適切な処理等があった場合は、その改善方法をまとめ、可能な限り書面にて、役員会に提出し今後の改善を求める

■会計監査のポイント

＜★監査をしないで決算書に署名・捺印することはやめましょう＞

① **監査を行う際**は、電卓と付箋紙、鉛筆を用意して臨みましょう。

② **会計担当者**に、次の書類関係を揃えてもらいましょう。
- その年度の総会書類
- ２セットの決算書(原本と監査用)
- １年間の収入と支出に関する帳票類

※事業内容を理解した上で、収支の流れを監査することが大事です。
※総会に提案した内容通りに、支出されているかの確認をします。

③ **詳細を記入した帳簿と領収書等の証拠書類**の内容と日付と金額の記載が正確か確認します。
※確認した箇所は、鉛筆でチェックしていくと作業が明確になります。
監査用の決算書や伝票類にもどんどん鉛筆でチェックしましょう。

④ 科目単位の合計も、**必ず監査が自ら計算**しましょう。

⑤ **切手や図書カード等**購入した場合、その使用を記載した帳簿を確認し残数がある場合は、実物を確認しましょう。

⑥ **物品台帳**の確認をしましょう。新しく購入したものが記載されているか、廃棄するものがある場合は廃棄する物の写真を撮って、物品台帳の備考欄に廃棄年月日を記載しておきます。
物品台帳の項目は、購入年月日、品名、メーカー名・型番、価格、数量、設置場所、備考欄等です。

⑦ **独自の集会所**を持っている場合は、土地・建物の登記関連書類の確認をし、保管場所の確認もしておきます。

⑧ **次年度繰越金**の金額の確認をしましょう。
※現金と通帳の確認、並びに金融関連の発行している決算日付の残高証明書の金額の一致を確認します。

●情報を知らせる …… 積極的に情報をPRする

自治会の各種活動、自治会の役員会や予算決算についても、正確に会員に広報を活用し情報を提供しましょう。自治連のホームページ内の単一自治会のページ(ブログ)も大いに活用しましょう。

- 会員への広報手段としては、会報、回覧板、地域内の掲示板の３つだけでしたが、平成２３年３月から開始した自治連のホームページ内の単一自治会のページも、無料で使用できますので、有効に活用しましょう。
- 会員への情報提供のために、単一自治会がこまめに情報発信していくと、①身近なことが、記事になる　②正確かつ、具体的である等で、自治会活動の活性化のための推進役になってくれます。
- また、会員から会に対して関心と興味を持っていただき、自治会の活動状況を報告し、現状をみんなに知って頂く最高のツールになります。
- 今後自治連としても、「自治連のホームページ」や年に２度発行しています「自治連だより」年始に発行の「自治連会報」を活用し、自治会会員の皆様に出来るだけ多くの情報をスピーディに提供していく予定です。

〈広報の役割〉

＊報道：知らせる
＊啓発：会員に考えさせ意識を高める
＊記録：後日のために書き残しておく

〈広報の内容〉

＊自治会や地域への関心を高めること
＊各種行事・催しのお知らせ
（日時や会場だけでなく、開催の目的や楽しみ方もPRしよう）
＊住みよいまちづくりのため、特に力を入れていること
＊会員に話題や、読むと得する内容を提供

◎自治連のブログを大いに活用しよう …… 費用は無料です!

自治連のホームページ(下図)は、「自治連からのお知らせ」と「単一自治会新着情報(ブログ)」の2つの情報サイトから、構成されています。

▼単一自治会新着情報

- **「自治連からのお知らせ」**は、毎月の常任委員会の内容をはじめ、身近な情報を発信しております。是非自治会役員の方に読んでいただければ幸いです。会員にもお知らせください。
- **「単一自治会新着情報(ブログ)」**サイト(右図)は、登録いただいた自治会が自由に投稿できます。内容は各自治会にお任せしております。

【自治会としてブログを開始したい場合の手順】

①まず、自治会内で**担当者を決める**。
　※メールが出来る方なら大丈夫です。
②**「ブログ個別講習会」**に担当者が参加する。
　※参加する場合は、事前登録が必要です。
　※ＩＤとＰＷを担当者にお伝えします。

●個人情報を適切に活用しよう……保護法が変わりました

「個人情報保護法」が見直され平成２７年９月に成立し公布され、施行されました。各自治会も会則を作成する事が必要となりました。

これまで、この法は「5,000 人以上の個人情報を有する民間の事業者」が対象でしたが、改正により「5,000 人以下」も法の適用を受けることになりました。

ここで**改正の3つポイント**と会則(附則)等に盛込む**「個人情報取扱方法」の事例**、想定される**個人情報Q＆A**を紹介いたします。

改正の３つのポイント

通　知

個人情報を収集する目的や管理方法を、会員に知らせる ⇒ 年に１回程度、総会や掲示板を利用して会員に周知する

同　意

入会時の個人情報は本人の同意を得て取得することが原則！ ⇒ 個人情報の利用目的を明記し、本人の同意を得られる入会申込書等の作成

管理体制

取得した個人情報の管理方法をさだめる ⇒ 「個人情報取扱方法」を検討し作成する

※次ページ参照

各自自治会の実情に合わせて作成を検討してください

○○○○自治会　個人情報取扱方法（案）

（目的）

第１条　この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適切な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第２条　本会は個人情報保護に関する法令等を厳守すると共に、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第３条　個人情報取り扱いの方法は総会資料、または自治会掲示板及び回覧で会員に周知する。

（個人情報の取得）

第４条　前条の個人情報とは、「入会申込書」などにより会長に提出された次の事項を記したものとする。

氏名(家族･同居人)・住所・電話番号・その他必要として同意を得た事項

（同意の取消し）

第５条　会員は、前条に基づき取得に合意した場合であっても、その後の事情により個別の項目及び全ての項目について同意を取り消すことができる。

２　取り消しの申し出があった場合は、直ちに該当する個人情報を廃棄、または削除しなければならない。ただし、会員名簿として既に会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

（利用）

第６条　取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

（１）　自治会会員名簿の作成及び地図の作成

（２）　緊急時・災害時などの連絡網の作成

（３）　会費請求、管理、その他広報を始め文書のお届け等

（管理）

第７条　個人情報は会長または、会長が指定する役員が適切に管理する

２　不要となった個人情報は会長立会いのもと、適正に廃棄するものとする

（本人の同意を必要としない提出先）

第８条　個人情報は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。　（１）～（４）は「個人情報の保護に関する法律」第１６条に規定されています

（１）　法令に基づく場合

（２）　人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合

（３）　公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合

（４）　国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対応して協力する必要がある場合

●個人情報Q&A

Q1	会員名簿を作成する場合の、ポイントは？

○**ルール作り**は、個人情報の利用や管理の方法について自治会の会則（規則）に「個人情報」取り扱いに関するルールを定める。

・ルール化した場合は、総会資料や回覧等で会員に周知しましょう。

○**利用目的**は、会員に説明できるように、実際作成する名簿の利用目的を定める。

・会員相互の親睦や連絡のためといった目的を明確にする。

○**個人情報の取得**は、ルールの下で個人情報を取得する理由を会員本人に説明し、同意を得るようにしましょう。

○**名簿の管理方法**は、誰が管理するかは定めたルールに基づき適正に管理する。

Q2	名簿を会員に配付する場合、名簿に記載する注意事項の内容は？

○この名簿は、会員相互の親睦と連絡の為に利用するもので他の利用を禁ずる。

○会員以外の人に渡ることのないように、取り扱いには十分に注意して下さい。

○新しい名簿が配付された場合は、この名簿はシュレッダー等で切断し、古紙や資源回収等には出さないで下さい。役員にお戻しいただいても結構です。

Q3	行事の参加等の確認を、回覧を使って参加一覧表に名前を記入していただくのは、個人情報保護の視点から問題はないか？

・本人も他の会員に見られることを承知して記載していると思われるので法には触れませんが、場合によっては回覧方法を工夫しましょう。

Q4	会員名簿を毎年総会資料に添付していますが、気を付けることは？

・個人情報の会則のルールにしたがって対応すること。

・既に会員の個人情報を取得している場合は、総会等を利用して、年に 1 回程度、個人情報の利用目的を周知しましょう。

・通知例は「**当自治会では皆様から同意を得た個人情報を会員相互の親睦や連絡のため名簿や地図などの作成に利用し、適正に管理します。**」です。

Q5	法律の施行により、会員の過剰な反応で情報の取得・利用に対する抵抗感が強く、活動に支障してきています。どう対応したらいいか？

・「個人情報保護法」は個人の情報が漏れないよう適正に管理することを定めた法律です。

・自治会としてルールを定め、適正に管理運営をしていることを周知して、会員の理解を得るようにしましょう。

Q6	現在保有している情報（データ）はどのように取り扱うのが適正か？

・情報は貴重品の意識で、盗難・紛失に気を付けて管理します。
・不要となった古い会員名簿等は、破棄しましょう。廃棄する期間をあらかじめルールで決めておきましょう。具体的な管理方法は次の対応が求められます。
◇会員の個人情報は、決められた場所で取り扱うことと定め、関係者が出入りするときは、閲覧記録を残しておきましょう。
◇防犯などの防止のため、施錠管理し個人情報の机上放置は禁止します。
◇個人情報取り扱い責任者を定め、その責任者の許可なく他の人が個人情報を閲覧することのないようにしましょう。責任者は複数決めておいてもいいでしょう。
◇個人情報を、破損・漏水・火災から守るため、保管場所を検討しよう。

Q7	自治会の広報紙に、フルネームでお名前を掲載し、写真も載せたいのですが、問題はありませんか？

・広報紙等に、特定の個人が識別できる写真を掲載する場合も個人情報に該当します。取材や撮影する際、本人に名前や写真の掲載について事前に同意を得ておきましょう。
・集合写真や、行事のスナップ写真を撮り広報に活用する場合などの時は、行事の開会前などで、司会者のほうから皆様にその旨をお伝えしておきましょう。
・なるべく広報で使用する場合はアップの写真は避けたほうがいいでしょう。

Q8	加入促進のため、未加入のアパートの住民のお名前を大家さんにお聞きすることはできますか？

・大家さんは入居者から自治会へ情報提供してもいいとの同意を得ていない場合は、入居者の情報をもらうことはできませんが、大家さんにも自治会活動に理解と協力をもらえるように働きかけましょう。

Q9	ごみ置き場に未分別等で回収されずに残されたごみ袋の対応に困っています。中を見て出した人を特定したりすることは問題ですか？

・はい、ごみ袋の中を開けて本人を特定することは、プライバシーの侵害となる恐れがありますので、まずは清掃センターTEL541-1342 にご相談ください。

第二章　自治会加入促進運動

●活動のポイント

加入促進のキーワードは「防災・防犯」「地域のこと」です。加入促進活動では「メリットが分からない」などの関心が無い」「未加入の方の疑問や不安を解消するための、対応やアイデア、工夫を紹介します。

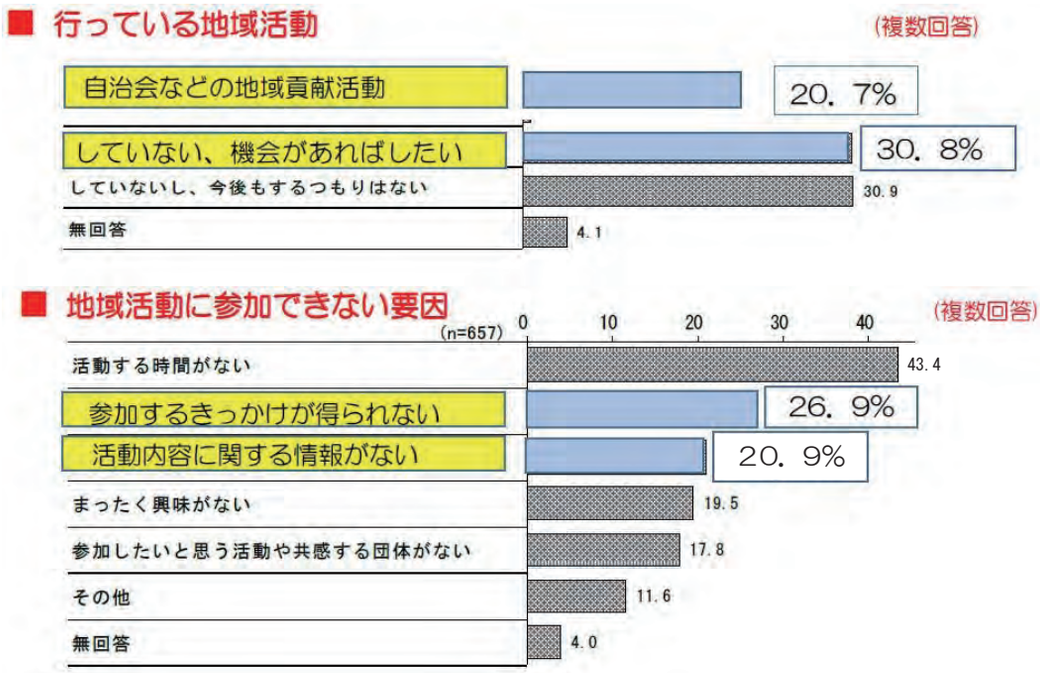

2017年9月に昭島市が実施した「市民意識調査」の地域活動に関する項目です。

ポイント❶　活動の内容を判り易く知らせよう

○広報物の活用

・自治会だよりの定期的な発行や、加入案内等がありますか
・広報物は字を大きく、写真やカットを多く使って読みやすくなってますか
・総会や各イベントの周知は、１か月以上前にされていますか

★広報物は活動の内容を判り易く紹介し、未加入者にも、お届けしましょう

○自治連のホームページを活用しましょう

・無料で、加盟自治会のサイトを準備しています
・新規や途中休止している自治会への説明会を実施しています

ポイント❷　地域を知り、早めに訪問しよう

■戸建ての場合
　市からの開発情報を活かし、役員で個別に訪問して加入を勧めましょう

■賃貸マンション・アパートの場合
　戸建てと同様に、適宜個別に訪問して加入を勧めて下さい

■分譲マンションで入居後時間が経過している場合
　「マンション管理組合」との調整が必要です（自治連に相談下さい）

■新築マンションの場合
　募集手続き前にアプローチすることが大切です（自治連に相談下さい）

■未加入地域の場合
　新規開発地域など地域の事情等が必要な場合があります（自治連に相談下さい）

ポイント❸ 効果ある訪問は、事前準備が大事です

訪問人数	2～3人
訪問時期	◎新規転入者⇒入居後、間を置かずに直ちに訪問 ◎既居住者　⇒イベント開催時に、案内チラシを持って訪問
訪問時間	訪問先の可能な時間帯を考慮し、夜間はなるべく避ける
訪　問	◎初　回　⇒5分程度の簡単な説明で終わらす ◎2回目　⇒1週間ぐらいで再訪問する。余りあけない (初回で拒否された場合は、訪問者を変える等工夫をして再訪問)
持参品	◎新規転入者⇒①あいさつ状、②加入の案内状、③加入申込書 ④総会資料、⑤イベントの案内や最近の広報紙 ◎既居住者　⇒新規転入者の①あいさつ状以外、同様 ★自治連会報などありますので、自治連事務局に連絡ください 「自治会会員証(互近助カード)」や会員特典制度協力店一覧

ポイント❹ 成功事例を学び、取り入れてみよう

〔先進的に活動をされている自治会の主な成功事例〕

○夏祭りや各種イベントのご案内を、近所の役員が継続的に届ける

○イベント会場で加入説明コーナーを設置し、丁寧に説明する

○アパート・賃貸マンションの場合は、オーナーと話し合い、自治会費の集金を家賃と同時にしていただくように要望する。また家賃の減額、役員の免除、回覧資料は施設内の掲示に貼り、回覧板は回さない

○分譲マンションの場合は、窓口の管理組合役員と災害時の初動対応も含めて防災を中心に話し合い、加入促進協力を依頼する

○退会予防の取組みの一番は、顔の見える関係づくりに工夫する

○退会される方に退会理由をお聞きして、自治会役員で共有し検討する

○高齢者や社会的弱者の役員免除や、会費の減額を実施する

○自治会会則の見直しをして、現状に合う内容に総会に提案して変更していく

○月例の役員会をスムーズに開催するために、メール等を有効活用して事前準備が大事です

○近隣の自治会と連携し、役員の負担の軽減や活動費の捻出

○ホームページを作成し自治会の活動を発信

具体的な活動内容については、自治連ホームページの
加入促進コーナーで紹介していますのでご覧ください！

●自治会の必要性 …… 自治会の必要性を再認識しよう

「なぜ自治会は必要なのか？」
「なぜ自治会に加入してほしいのか？」
をしっかりと説明出来ることがポイント！

互近助（ごきんじょ）の力で防災・安全のまちづくり

- 災害の備えとして、安否確認や避難訓練、防災訓練を自主防災組織として実施
- 登下校時の子供たちの見守りや防犯パトロール等を実施

快適で住みよい環境のまちづくり

- 資源回収をはじめ清掃活動等の環境美化活動の実施

ふれあいと心の通う温かいまちづくり

- 運動会や夏祭り、敬老の集いなど地域行事を通して、地域住民が親睦と連帯を深めお互いに顔が見える世代を超えた人間関係づくりの実施

行政とのパイプ役・協働のまちづくり

- 行政からの重要な情報の回覧・各戸配布
- 地域の各種の問題を行政と協議し、解決への取り組み
- 広報紙等を発行し、地域の皆様との情報共有化

●加入促進ツール紹介

加入促進時等にお使いください。
文面 DATA は昭島市自治連ホームページの資料サイトに掲載していますのでご利用ください

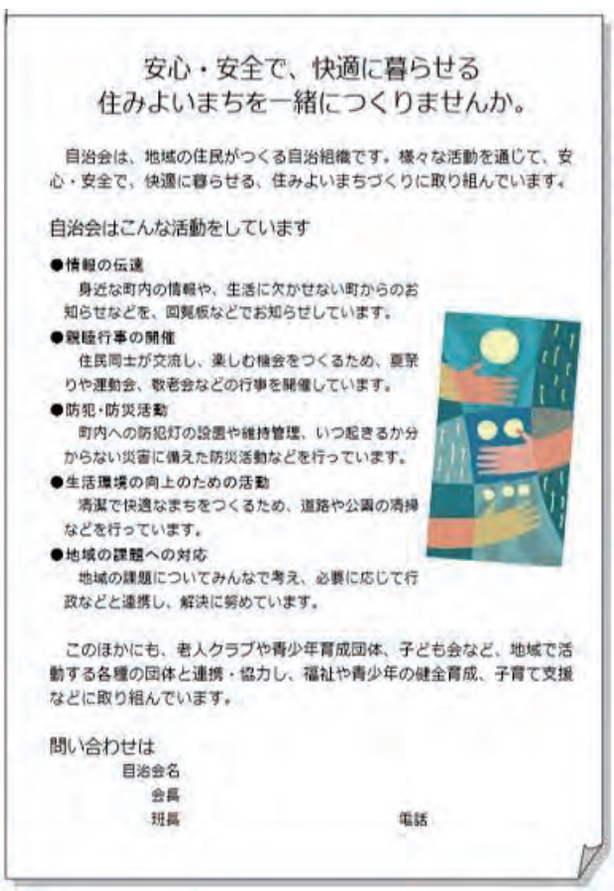

安心・安全で、快適に暮らせる
住みよいまちを一緒につくりませんか。

自治会は、地域の住民がつくる自治組織です。様々な活動を通じて、安心・安全で、快適に暮らせる、住みよいまちづくりに取り組んでいます。

自治会はこんな活動をしています

●情報の伝達
身近な町内の情報や、生活に欠かせない町からのお知らせなどを、回覧板などでお知らせしています。

●親睦行事の開催
住民同士が交流し、楽しむ機会をつくるため、夏祭りや運動会、敬老会などの行事を開催しています。

●防犯・防災活動
町内への防犯灯の設置や維持管理、いつ起きるか分からない災害に備えた防災活動などを行っています。

●生活環境の向上のための活動
清潔で快適なまちをつくるため、道路や公園の清掃などを行っています。

●地域の課題への対応
地域の課題についてみんなで考え、必要に応じて行政などと連携し、解決に努めています。

このほかにも、老人クラブや青少年育成団体、子ども会など、地域で活動する各種の団体と連携・協力し、福祉や青少年の健全育成、子育て支援などに取り組んでいます。

問い合わせは
自治会名
会長
班長　　電話

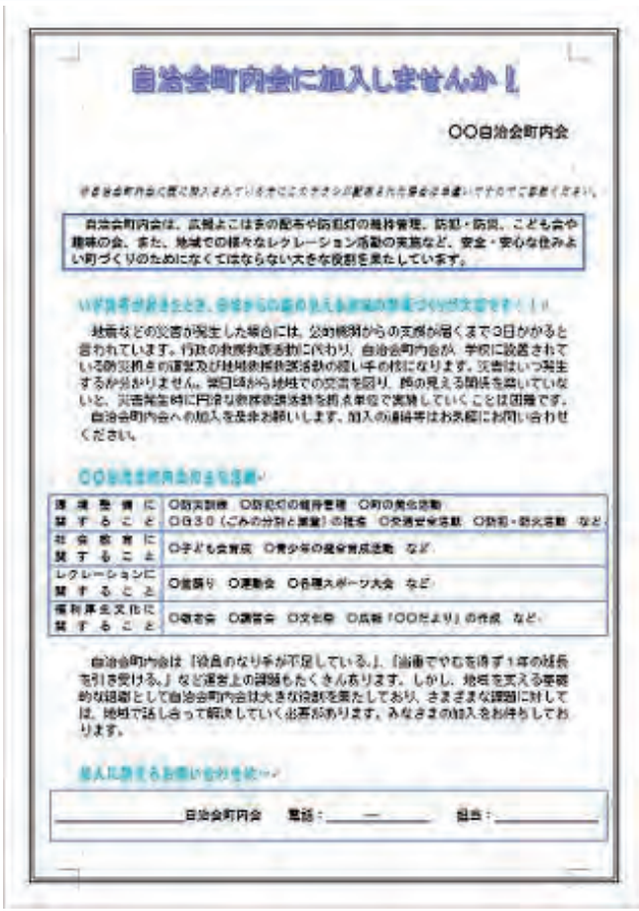

自治会町内会に加入しませんか！

○○自治会町内会

自治会町内会は、広報よこはまの配布や防犯灯の維持管理、防犯・防災、こども会や趣味の会、また、地域での様々なレクリエーション活動の実施など、安全・安心な住みよい町づくりのためになくてはならない大きな役割を果たしています。

地震などの災害が発生した場合には、公的機関からの支援が届くまで3日かかると言われています。行政の救援救護活動に代わり、自治会町内会が、学校に設置されている防災機材の運営及び地域救援救護活動の担い手の核になります。災害はいつ発生するか分かりません。常日頃から地域での交流を図り、顔の見える関係を築いていないと、災害発生時に円滑な救援救護活動を拠点単位で実施していくことは困難です。
自治会町内会への加入を是非お願いします。加入の連絡等はお気軽にお問い合わせください。

○○自治会町内会の活動

環境整備に関すること	○防災訓練　○防犯灯の維持管理　○町の美化活動 ○G30（ごみの分別と減量）の推進　○交通安全活動　○防犯・防災活動　など
社会教育に関すること	○子ども会育成　○青少年の健全育成活動　など
レクレーションに関すること	○盆踊り　○運動会　○各種スポーツ大会　など
福利厚生文化に関すること	○敬老会　○講習会　○文化祭　○広報「○○だより」の作成　など

自治会町内会は「役員のなり手が不足している。」、「当番でやむを得ず1年の班長を引き受ける。」など運営上の課題もたくさんあります。しかし、地域を支える基礎的な組織として自治会町内会は大きな役割を果たしており、さまざまな課題に対しては、地域で話し合って解決していく必要があります。みなさまの加入をお待ちしております。

お入会されるお問い合わせは…

＿＿＿＿＿＿自治会町内会　電話：＿＿－＿＿　担当：＿＿＿＿＿＿

ワード版ですのですぐに活用出来ます
是非、活用ください

▲入会申込書
▲転入宅への挨拶
▲自治会の紹介
▲入会のお誘い
▲個人情報取扱方法
▲夏まつりのお誘い
▲運動会のお誘い
▲餅つき大会のお誘い

●未加入者からの想定質問

加入の呼びかけで未加入のお宅を訪問すると、いろいろと質問されることがあります。　答えに詰まらないように事前に確認し、はっきりと回答して、納得していただけるようにしておきましょう。回答例は地域の実情等に合わせて、アレンジしてご使用ください

Ｑ１	自治会に加入すれば、どんなメリットがありますか？

※各自治会で実施している会員へのサービスの取組みを紹介しましょう。

- 自治会は、**加入者が自分たちの住む地域をより良くするために考え、力を出し合って活動している組織**です。活動の結果、安全安心で住みよい地域となることが最大のメリットといえます。より良い地域づくりは、多くの皆さん参加によって実現します。是非お力をお貸しください。

※自治会会員証「**ごきんじょ(互近助)カード**」の活用をＰＲしましょう。

Ｑ２	自治会に入らないといけないのですか？

- 自治会への加入は、強制ではありません。任意です。
- 防災や防犯等生活に密着した問題には隣近所(近助)や、自治会の助け合い(共助)が必要となりますので、ぜひ加入しませんか。

Ｑ３	昭島市にはいくつ自治会がありますか？

- 平成３０ 年５月現在、**９８の自治会**があり、昭島市自治会連合会に加盟しています。マンション等の集合住宅も建設中で、今後とも自治会が増えています。
- 自治会がいくつか集まって、２１のブロックがあります。

Ｑ４	そもそも自治会って何ですか？　市役所の“関係団体”？

- 同じ地域に住んでいる人たちが、相互の親睦を図りながら、環境美化や防犯のためのパトロール、防災訓練など、様々な活動を行うことで、“自分たちの地域を住みよいまち”にしていくための、**自主的に結成した任意の団体**です。
- 市の各種事業に、協働して取り組んでいます。
- 市から会員への情報提供の協力として、自治会掲示板への資料やポスターの掲示や会員への回覧物の回覧を行っています。

Q5	自治会の地域は、何を基準に区切られているのですか？

- 特に明確な基準はありませんが、近年まちが構成されていく歴史の中で、町別、丁番別、大きな道路を境にするなどさまざまです。
- マンションや集合住宅ごとに「自治会」が組織されている場合もあります。

Q6	税金を払っているのだから、市が地域の事をやるのでは？

- 住民のニーズが多様化してきたことや、家庭や地域での新たな問題が多くなってきたことで、行政だけでの対応は難しくなってきています。そこで、自治会と行政が連携しながら、地域の実態に沿った問題の解決に向けて、住民が主体となって取り組むことが求められています。
- 東日本震災を始め大規模広域災害時の被害を少なくするためには地域コミュニティーでの自助・共助による［ソフトパワー］を効果的に活用する事が不可欠であるといわれており、自治会の力が必要とされています。
- 阪神淡路大震災でも97%の方が自助・共助で救われています。日頃からの備えが大事です。

Q7	会費はどのような用途で使われていますか？ 会費は月いくらですか？

- 会費は、1か月〇〇〇円で、毎年総会で事業の承認を頂き使用しています。
- 使用用途は、防災訓練、清掃活動、緑化活動、安全パトロール、お祭り、敬老会など自治会活動に係わる費用です。

Q8	一人暮らしの高齢者で、少ない年金で生活しています。会費を半額にしてもらうことはできませんか？

- 自治会によっては高齢者等の場合減額制度がありますのでご安心ください。

※定額制の自治会の場合、急速に進む高齢化社会に向けて高齢者への減額について、役員会で検討し、決めておくと良いでしょう。

Q9	自治会費以外に収入はあるのですか？

- 市からの補助金が会費以外の収入です。
- 資源回収奨励金やイベント等への祝い金も会費以外の収入です。

Ｑ１０	自治会では具体的にどのような活動を行なっていますか？

※地域で安全安心のための活動や、イベント等を紹介しましょう。
※自治会で、発行している広報等の資料を持参し紹介しましょう。
　持参する資料は、２１ページを参照ください。

Ｑ１１	個人情報は安全に管理していますか？

・皆さんから提供いただいた情報は、自治会規約で定めた目的にのみ利用しています。
　また、頂いた情報は自治会長と役員がきちんと管理しています。
※自治会で個人情報の取り扱い方法を文書化しておくことが必要です。

Ｑ１２	自治会が他の自治会や地域の団体と合同で何か取り組みをすることはあるのですか？

・不審者に対した子どもを守る取り組みやパトロール、交通安全の啓発、中学校区別のエリアミーティングの開催など複数の自治会や地域団体、PTA、商店会、民生委員などと協力して行っています。

Ｑ１３	地域での犯罪が心配です。 自治会では防犯の取り組みを、何か行っているのですか？

・自治会は防犯協会に加入し、警察署と連携し高齢者を対象にした「ひったくり防止」や「特殊詐欺防止」の活動を行っています。
・安心して暮らせる地域づくりのために、子どもや高齢者の為の安全パトロールを行っています。
・平日の学童の下校時間に合わせ“青パト”で、地域を巡回したり、主要通学路で下校時見守り活動を行っている自治会もあります。

Ｑ１４	自治会にまだ入っていませんが地域行事に参加してもいいですか？

・是非参加ください。つぎの行事の際、案内チラシをお持ちします。
・行事に参加する事で楽しさを知って頂き、隣近所との交流を広げて行く事で、自治会加入を検討して頂きたいと思います。

第三章　“いざ”と言う時に備えた防災活動

●自分たちの地域は自分たちで守ろう!　見直されている「近助」「共助」

平成７年の阪神・淡路大震災、平成 23 年の東日本大震災、そして平成 28 年の熊本震災と、昭島市でもいつ起きても不思議はないと言われている首都直下型地震が想定されています。

私たち自治会としても「震災によって発生した事態」「それに対する対応」「その事態や対応における課題」を今後とも検証し「災害から地域を守る準備と行動」を現実的に背伸びせず、地域や自分たちの身の丈にあった対策や訓練をしていきましょう。

■平成 7.1.17 阪神・淡路大震災での教訓→生き埋めの救助／公助の限界を知る

- この震災は、冬季の早朝で就寝中の被災で、ライフラインが広範囲で寸断され、ピーク時の避難者数は 316,678 名であった。また死者の 80%相当の、5000 人は木造家屋が倒壊し、家屋の下敷きになって即死しました。
- 下図に示すように、倒壊家屋からの救出の実態は 97.5%が、ご近所の皆さんでした。また各地の避難所でも自治会長が中心者となり自治会運営に取組む様子が報道されていました。それを機に自治会を結成した地域もあります。

（資料）「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」（平成8年11月日本火災学会）より作成

自力で	家族に	友人に・隣人に	通行人に	救助隊に	その他
34.9%	31.9%	28.1%	2.6%	1.7%	0.9%

自助・共助　97.5%　　公助　2.5%

■平成 23.3.11 東日本大震災での教訓→子ども達への防災教育で“釜石の奇跡”

- 大地震とそれに伴って発生した津波、およびその後の余震により引き起こされた大規模地震災害であった。この地震によって福島第一原子力発電所事故が起こりました。
- 岩手県釜石市では“防災時の対応を身につける教育”を小中学生に実施し、自分で判断し行動できる力を育んでいました。このことを教訓に、地域と地元中学校の生徒全員と毎年、安否確認訓練を中心に合同防災訓練を実施し“防災の担い手づくり”を取り組んでいる自治会もあります。

■平成 26.11.22 長野県神城断層地震での教訓→互近助活動で「死者ゼロ」

- ２２時過ぎに発生した震度６弱の地震で長野県白馬村では、33 棟全壊、半壊 60 棟でしたがご近所で助けあい、死者ゼロでした。
- 身の安全を確保できた人が、ご近所への「声かけと安否確認」を行い家の下敷きになっていた人を連携プレーで救出しました。日頃の住民の連帯と適切な救出活動が「白馬の奇跡」を生みました。
- この教訓を生かし、お互い近くで助け合う(互近助)取組みを始めました。

●「自主防災組織活動」を推進しよう!

（１）身近な助け合いが、お互いの命を守るために一番大事

阪神・淡路大震災では、倒壊家屋の下敷きの人を救出したのは約８割が「家族と近隣」と身近な人の手助けでした。“白馬”でもご近所での救出活動の重要性が確認されました。

（２）窒息死・圧死のほとんど９割が、地震発生から 15 分以内に即死

〇阪神淡路大震災の際、窒息死等で亡くなった方の９割が即死

〇“事前の備え”と“地震後 15 分以内での安否確認”で生死が決まる

【知られていない事実】

地震発生時から 15 分後までで 4400 人中、3960 人の生埋め者が死亡

（つまり窒息死・圧死の９割が即死）

隠れた教訓：窒息死・圧死を回避できるかどうか、**事前の対策で明暗が分かれる**

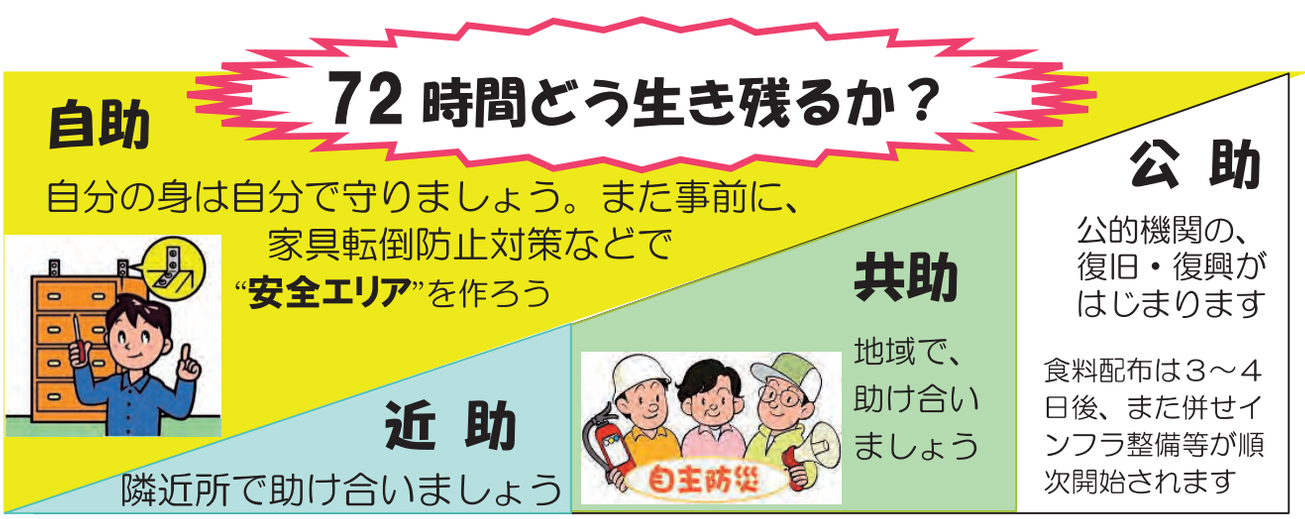

●「東京都」と「昭島市」の取組みを学ぼう!

■東京都の防災プラン

東京都は平成 26 年「東京の防災プラン」を策定し平成３２年を目標に、地震や風水害の自然対策に対して都民・地域・企業・行政があらかじめ備えるべき防災の取組みを通じて、世界一安全・安心な都市に相応しい災害対応力が備わった都市を目指し進めています。

東京都は各家庭での防災に対する理解を深め、災害に対する備えを万全とする目的の為、防災ブック「東京防災」(右図)を作成し、平成２７年 10 月各家庭に届けられました。

さらに平成３０年には「東京くらし防災」（ピンクの表紙）も発刊されています。

目指すべき都市像と３つの視点

都民・地域、企業及び行政の取組を通じて、「世界一安全・安心な都市」にふさわしい**災害対応力が備わっている都市**

- ●都民・地域及び企業の災害に対する心構えや意識が高く、大規模な自然災害が発生しても、**都民一人ひとりが相互に助け合い、適切な行動をとることができる社会が形成**されている
- ●自然災害発生時には、東京都、区市町村に加えて、自衛隊、警察、消防等が円滑に連携し、迅速な人命救助等が行われるとともに、避難所等が円滑に運営されるなど、**命を守る災害対応体制が構築されている**
- ●首都直下地震などの大規模災害に対して、木造住宅密集地域の改善や建築物・ライフライン施設等の耐震化、道路ネットワークの確保や豪雨、津波対策など、**強靭な防災都市づくり等が着実に進展**している

■昭島市の防災の取組み

●「市民防災マニュアル」(右図)は、平成 25 年 3 月に、避難の心得、地震対策、防災マップ、ハザードマップ等を掲載したものが作成され各家庭に配布されています。

●「昭島市地域防災計画」は、東日本大震災の教訓や「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年４月東京都防災会議）などを踏まえ、平成 25 年に修正し、減災目標の設定、市の初動態勢や災害時要援護者対策の強化などを行いました。「災害から自らのまちは自らが守る」という理念の下「自助・共助・公助」を実現するためのものです。

●平成２８年４月に昭島市は「昭島市防災条例」を策定しました。

●イザの時に備えて、市内の小中学校別に「避難所運営委員会」として20 の組織を設置し、昭島市＝地域＝学校の３者の協働チームで活動しています。

●「自主防災組織」と「自助・共助・公助」の関係

自助啓発活動

毎年の防災訓練

地域防災力の向上

自　助

一人ひとりが自分の身の安全を守る

- ３日分以上の食料と水の備蓄
- 非常用トイレの備蓄
- 家族の防災会議の開催
- 転倒移動防止対策の実施
- 緊急避難グッズの備え
- 住宅の耐震補強

共　助

地域や身近にいる人同士が助け合う

- 平時から地域のコミュニティづくりに取り組む
- 防災訓練を実施
- 地域の減災対策

「救助される人」から「救助する人」へ

公　助

昭島市や公共団体の取組み
※市民の生命・財産の安全を図る

- 生活物資の備蓄や防災への啓発活動
- まちかど防災訓練（消防署）
- 非常用トイレの備蓄
- 救援、救出活動の実践他

「共助」とは、自治会などの地域コミュニティ単位で、防災としての助け合い体制を構築し、災害発生時に実際に助け合うことです。

また、災害を完全に防ぐことは出来ませんが、被害を減らすことはできます。これを**「減災」**と言います。市や公共団体の取組みを地域事情に応じたきめ細かい施策にするためには、地域住民との協働が不可欠です。

いざという時に充分な対応をするには、日頃からのコミュニケーションが大切です。**「救助される人」から「救助する人」を増やしましょう。**

●「学校避難所運営委員会」とは

平成 28 年度から、学校避難所委員会が正式に開始しました。2 年間の準備期間をおき、昭島市内の市立小学校、中学校に“昭島市―学校―地域”の 三者が協働で協議し『学校別運営マニュアル』を作成しています。

災害が起こるたびに、近隣の学校が避難所になっています。ここで各自治会の避難する学校を明確にして、いざの時に備えることとなりました。

学校避難所委員会は、下図の通り「委員長、副委員長、関係団体選出者、各活動班、避難者の代表者」により構成されます。

昭島市災害対策本部
（市役所内）
市内の全ての学校避難所運営の責任を持ち
避難所運営方針を決定する

窓口は、委員長

連絡・報告
避難所現状報告

指示・助言

学校避難所運営委員会

運営マニュアルに沿って運営し、疑義等は速やかに災害対策本部と連携を取り、指示・助言を受け随時、避難所の状況を報告する。

副委員長
（地域団体の代表）
運営委員会活動全体に関与し、課題解決に向けた支援をする

委員長
（市担当職員）
運営会議の進行担当
委員会内の意見調整や市との連絡・調整

副委員長
学校長（施設管理者）
学校施設、物品使用の対応。学校避難所運営の支援対応

活動班長
班体制（地域団体が担当）
管理,情報,食料物資,
施設,衛生, 総務
健康ボランティア

関係団体選出者

避難者グループの代表

※関係団体選出者は、自治会・赤十字奉仕団・民生委員児童委員・障碍者(児)福祉ネットワーク、ネットワークから選出しています。

●「学校避難所運営委員会」と自治会の関係

平時の対応

① 避難先の学校の「避難所運営委員会」に出席
② 活動班メンバーに、自治会として協力
③ 自治会会員に、「避難所運営委員会」の活動を周知する
④ 「避難所運営訓練」に協力し参画する
⑤ その他「避難所運営委員会」からの依頼事項

平時の自治会の“減災への備え”の取組みのポイント

❶ 会員に家具転倒防止等、命を守る”自助の啓発運動”を推進する
❷ 年に１回の防災訓練の実施
❸ 隣近所での安否確認づくり
❹ 一時避難所での確認体制の確立

地震発生直後

① あわてず、落ち着いてまずは、自らの命を守る
② 隣近所の安否を確認し合い、お互いに助け合う
③ 家屋の倒壊等ある場合は、速やかに救出・救護する
④ 出火防止の呼びかけと、初期消火の対応

一時避難場所の対応

① 避難者の確認と地域内の被害状況の収集
② 未確認者の確認と、捜索し地域の皆様の安全を確認
③ 負傷者の応急手当。困難な場合は消防署等への要請

誘導

★避難者に「ブレーカーを落とす」「火元の確認」「戸締まり」のことを徹底して呼びかけをする

学校避難所での協力

①「避難所運営委員会」の立ち上げに協力
②「避難所運営委員会」の運営に協力
③ 地域住民の避難生活の応援

●自治会の防災訓練（まちかど防災訓練）

⑴**実施日・場所・訓練内容・参加人数を自治会で検討**	・スタンドパイプ放水等初期消火訓練・起震車体験・煙体験・応急救護訓練・炊き出し訓練等の訓練内容を計画していただきます。
⑵**計画段階で消防署に早めに相談**	・計画段階で消防署にご相談ください。消防署にて「**防火防災訓練等通知書**」を記入し提出します。
⑶**消防団の出動を希望しますか？**	・地元の消防団と連携した活動が必要です。 ・消防団の出動が必要な場合は消防署にご相談ください。
「スタンドパイプ訓練」を希望している場合の確認事項	
⑷**消火栓から水を出しますか？**	・消火栓の水を訓練で使う場合には、どこの消火栓をいつ使うのか決め、届出時に消防署と協議してください。消防署から市水道部に使用届（防災課経由）と訓練で使用した水量の報告がなされます。
⑸**道路上の消火栓を使いますか？** ※警察署交通規制係への道路使用許可申請が必要です	・水を出す、出さないに関わらず、道路上の消火栓を使う場合は、以下の対応が必要です。 1）消防署にて「**防火防災訓練等通知書**」を記入・提出し、防火防災訓練等通知書の写しを受領する。 2）警察署に行き、「**道路使用許可申請書**」を記入しご提出ください。その際消防署での通知書の写しを持参の場合、手数料が免除になります。 ※不特定の人や車が自由に通行することができ、かつ、現実に通行に使用されている場所（公道・私道・歩道含む）にある消火栓を使う場合

■ブロック別の担当消防署

昭島消防署（本署） ☎ 545-0119　Fax546-1214	該当ブロック／7、8、9、10、11 12、13、14、16、18
昭和出張所 ☎ 543-0119　Fax546-1216	該当ブロック／ 1、2、3、5
大神出張所 ☎ 546-0119　Fax546-1215	該当ブロック／ 4、6、15、17、19、20、21

●自治会の「学校避難所」一覧

No.	学校名	B	自治会名
1	東小学校	1	郷地第三自治会
		1	東町第五自治会
		1	東町東町会
		1	東町親睦会
2	共成小学校	1	郷地第一自治会
		1	郷地第二自治会
		1	昭島団地自治会
		1	郷地住宅自治会
		1	郷地玉川自治会
		2	福島第三自治会※
		2	福島第四自治会※
3	富士見丘小学校	4	東中神睦会
		4	富士見ヶ丘団地自治会
		4	中神第３アパート自治会
		4	都営中神第二団地自治会
		4	富士見町会自治会
		4	新栄会
		4	昭島東部自治会
		4	昭和伸栄自治会
		4	昭島第二住宅自治会
		4	昭島住宅自治会
4	武蔵野小学校	15	中神団地自治会
		15	昭文自治会 ※
		15	むさしの自治会
		15	日の出自治会
		15	メゾンエクレーレニュー昭島自治会
		15	ブルーミングガーデン昭島自治会
		15	バーデン昭島自治会

No.	学校名	B	自治会名
5	玉川小学校	2	福島第二自治会※
		2	福島第三自治会※
		3	築地地区自治会
		3	サーパス中神自治会
		5	中神始自治会
		5	中神東上自治会
		5	交友自治会
6	中神小学校	5	中神親和自治会
		6	六親自治会
		6	朝日町住宅自治会
		6	中神駅前親交自治会
7	つつじが丘小学校	19	つつじが丘北自治会
		19	AYUMO　CITY昭島自治会
		19	プラウドシーズン西武立川自治会
8	光華小学校	9	上川原自治会
		9	昭島駅前上友自治会
		9	仲よし自治会
		9	昭和町一丁目自治会
		9	松原町一丁目自治会
		13	上川原二丁目アパート自治会
9	成隣小学校	7	宮沢町自治会
		7	大神町自治会
		7	東ノ岡自治会
10	田中小学校	16	田中町自治会
		16	昭島田中町住宅自治会
		16	グリーンタウン昭島自治会

No.	学校名	B	自治会名
11	拝島第一小学校	10	坂上自治会 ※
		10	森ノ上町会 ※
		10	中宿自治会 ※
		10	上町自治会
		10	栗の沢自治会
12	拝島第二小学校	12	二葉自治会
		12	美野里会
		12	互助会
		12	多摩野会
		12	八八会
		12	上向自治会
		12	富士美自治会
		12	美堀町つくし自治会
		18	西武拝島ハイツ自治会
		18	西武拝島ハイツ樹だち館自治会
13	拝島第三小学校	11	富士見坂自治会
		11	松原自治会
		11	拝島駅前自治会
		11	小荷田自治会
14	旧拝島第四小学校	10	中宿自治会 ※
		11	拝島団地中央連合自治会
15	昭和中学校	2	福島第一自治会
		2	福島第二自治会※
		3	栄町自治会
		3	八清親和会
		3	都営玉川町自治会
		3	東中神公団自治会

No.	学校名	B	自治会名
16	福島中学校	2	福島第四自治会 ※
		2	福島第五自治会
17	瑞雲中学校	15	昭文自治会
		15	文化自治会
		17	つつじが丘東自治会
		17	つつじが丘西自治会
		20	プレイシア自治会
		20	ポレスター昭島自治会
18	清泉中学校	8	昭島中央自治会
		8	上の原自治会
		8	光華小前自治会
		8	あさひ自治会
		8	緑親交自治会
19	拝島中学校	10	坂上自治会 ※
		10	森ノ上町会 ※
		10	中宿自治会 ※
		11	緑ヶ丘自治会
		13	第六親交自治会
		13	みまつ自治会
		13	シティテラス昭島自治会
20	多摩辺中学校	10	坂下自治会 ※
		10	拝島町東自治会 ※
	啓明学園		
	昭和高校	1	五月自治会
		1	東町中央自治会
	拝島高校	10	坂下自治会 ※
		10	拝島町東自治会 ※

平成30年5月現在

注記）※ 複数の避難所を想定している自治会

新規加盟の21ブロック 昭島法務自治会の指定場所は、検討中

第四章　自治会活動連携する組織について

●昭島市自治会連合会

- 昭島市自治会連合会（以下、「自治連」という）は、昭和３４年（1959年）５月に設立された昭島市自治会連絡協議会を前身とし、昭和４６年に組織名を変更し現在に至っております。
- 自治連は、現在９８の単一自治会で構成されており、その活動と運用を円滑に行うため２１のブロックに分けて組織しています。
- 自治連を取り巻く環境も大きく変わったこともあり、平成２１年度に「自治連 規約」を見直し、平成２２年度総会に規約の全面改訂の提案し改定しました。その後も、一部改訂を総会時に行っています。また、常任委員会の運営、事業を円滑に行うために、自治連役員の中で引き継がれていた事項を明文化し「自治連 活動基準」として平成２２年４月に作成しました。
- 自治連の運営資金は、基本的に昭島市からの補助金です。更に東京都の地域底力発展事業制度等も活用して各種事業を実施しております。
- 自治連の組織は、常任委員会、常設の３委員会（総務企画・地域防災・加入促進）、専門委員会を設けて自治連全役員で推進しております。
- 事務局は、市民部生活コミュニティ課の中に置いてあります。

【自治連の目的】

- 本会は、元気で活力のある地域づくりを行政と協働していくため、自治会相互の連携と親睦を図り、共通の問題を協議し、市行政に協力すると共に、市民自治意識の高揚と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

【自治連の主な事業】

（１）　自治会加入促進に関すること
（２）　地域防災への取組みに関すること
（３）　加盟自治会の活動支援と地域コミュニティに関すること
（４）　本会主催行事の開催に関すること
（５）　自治会活動に資する研修会等の開催に関すること
（６）　本会機関紙の編集、発行に関すること
（７）　市行政についての周知および協力に関すること
（８）　同一目的を有する団体との協力連携に関すること
（９）その他本会目的の達成に必要な事項に関すること

※例　自治会会員証「ごきんじょカード」使った会員特典制度に関すること

拡げよう！
ごきんじょカード

●平成 27 年４月、自治連に加盟している自治会の皆様に会員特典制度付きの自治会会員証「ごきんじょ(互近助)カード」を家庭に１枚、地元の自治会を通してお届けしました。次回更新は２０２３年の予定です。

●「ごきんじょ(互近助)カード」の目的は、

※❶自治会員へのサービス

※❷地域の活性化と絆づくり　のためです！

●この会員特典制度は、昭島市内を中心に協力店のご厚意で開始出来ました。各店舗を利用の際「ごきんじょカード」を提示することによってサービスが受けられます。

●サービス内容は“協力店一覧チラシ”と昭島市自治会連合会のホームページで確認が出来ます。

- 協力店一覧第１版：平成２７年３月配布…６７店舗
- 協力店一覧第２版：平成２７年７月配布…８２店舗
- 協力店一覧第３版：平成２８年７月配布…９１店舗
- 協力店一覧第４版：平成２９年７月配布…９４店舗
- 協力店一覧第５版：平成３０年８月配布…９７店舗

●協力店には、上図の大小の２種類ののぼりと台座セットと、店内に貼る協力店証を貸与しております。また、協力店の募集は随時行っています。
お勧めのお店や自ら希望する店がある場合は、自治連役員にお知らせください。説明にお伺いします。自治会内のお店に“協力店”を増やしましょう。

●「ごきんじょカード」は、平成２７年９月１日(防災の日)ＮＨＫの『先人たちの底力 知恵泉』の中で、山村武彦氏(防災アドバイザー)から紹介されました。

＜会員証の扱い、会員特典制度について＞

１、　新規協力店の紹介やカード等についての問合せ　☎070-1248-6075
※会員に番号をお伝えいただいて結構です。

２、　会員証の裏面の管理番号の使用の方法は自治会に任せます。台帳管理しイザの時も含めて利用方法はあると考えます。自治会でご検討ください。

３、　再発行等は自治会で行ってください。カードの予備はブロックにもあります。

●地域からの選出委員等一覧

廃棄物減量等推進員	地域においてごみの減量・リサイクルを推進するリーダーです。市と協働して地域での自主的な減量・リサイクル活動の実施に取り組んでいます。　（ごみ対策課・ごみ減量係）
小学校地区青少年委員	青少年の健全育成を進めるため、地域の青少年団体に対して相談や活動の支援をしています。 （子ども育成課・青少年係）
学校評議員	市内の小学校、中学校から推薦を受け教育委員会が任命。
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、担当区域内で調査･相談･指導･助言及び関係機関に対する協力活動を行っています。 日常の生活の中で、「誰に、どこに、相談すればいいの？」と困ったとき、「民生委員･児童委員」にご相談ください。 高齢者･障害者･ひとり親家庭･低所得で困っている方のほか、児童問題や家族関係など援助を必要としている方々の相談も応じます。 また、必要に応じて市やその他の関係機関と連絡をとりながら、解決に向けての支援を行っています。 任期：３年　（生活福祉課・福祉推進係）
主任児童委員	中学校学区域に１名。０歳から18歳までの児童・生徒に関する問題を専門に担当し、児童委員と一緒に学校や児童相談所、その他の関係機関と協力して子どもたちの健やかな生活環境づくりを目指して活動しています。 （生活福祉課・福祉推進係）
スポーツ推進委員	市のスポーツ振興事業に対する協力や地域のスポーツ活動に参画しています。　（スポーツ振興課・スポーツ振興係）
保護司	保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受けて犯罪や非行に陥った人の更生を支援する。　（生活福祉課・福祉推進係）

●赤十字及び社会福祉協議会

●赤十字（日本赤十字社社資）募金…生活福祉課（５月）
日本赤十字社では、日本赤十字社では、毎月５月を「赤十字運動月間」とし、「社資」つまり事業資金を募集しております。皆さんから納付された社資は、日本赤十字社全体の事業のほか、地域における災害救護や献血事業に使われます。

●社会福祉協議会会員募集…社会福祉協議会（７月）
社会福祉協議会（TEL544-0388）は、市民が会員となり、地域の福祉を推進する民間団体です。７月に会員増強運動を実施し年間の会費は、正会員(300 円)、賛助会員(1000 円)、特別会員(5000 円)となっています。会費は活動の主要財源で在宅福祉サービス、こどもまつり、広報発行などに使われています。

●赤い羽根共同募金…社会福祉協議会（１０月）
使用使途は、施設・団体等の施設整備費や地域福祉事業に使用されます。事例として、自動車・建物整備、高齢者や障害のある方のための事業活動等に使われます。
募金方法は、市内団体が協力して駅前で街頭募金活動と、地域の自治会が協力して各家庭を訪問し、各戸募金が行われます。

●歳末たすけあい募金…社会福祉協議会（１２月）

使用使途は、翌年度に昭島市内の地域福祉活動事業として、福祉まつり、ボランティア推進、心配ごと相談所、寝たきり高齢者の出張理髪サービスなどに活用されます。
募金方法は、明るい町づくり推進協議会が駅で街頭募金活動と、各戸募金は、地域の自治会が協力して各家庭を訪問し行われます。

※最近は、個別訪問をしないで総会時に承諾を得て、会費から決めた額、募金する自治会も増えています。

「寄付金・義援金・支援金」の違い

■「**寄付金**」…被災者支援活動をする団体（主に NPO や自治体）へのお金。このお金は公共道路や湾岸の復旧支援事業のために使用されることが多い。
■「**義援金**」…被災者に直接渡されるお金。しかし、平等に渡すために災害からしばらく経ってから配布される。
■「**支援金**」…被災地で活動を行う団体や機関(NPO・NGO)に対してのお金。

●地域内にある各種団体組織

子ども会	原則、自治会や小学校単位に構成された小学生対象の組織です。市からの助成を受けています。
老人クラブ	原則、自治会単位に構成された高齢者の組織で、市からの助成を受けています。市内に３ヶ所ある高齢者福祉センターを活用し各種行事が活発に行なわれています。
ウイズユース	小学校単位に構成された６歳から２４歳までの青少年を対象とした組織です。
青少年とともにあゆむ＊＊中地区連絡会	中学校単位に構成され自治会をはじめ地域内の各種団体の方で構成されています。年数回の会議。
防犯協会	自治会単位で支部を構成しており、世帯ごとに年会費を納付し、市内の防犯活動に使われています。自治会として日常的な防犯パトロールの実施が活動の中心です。
交通安全協会	周辺自治会で１支部が組織化されていて、年２回の交通安全期間に街頭指導や交通安全講習会、毎月10日を中心に活動をしています。

◆◆役員として知っておいた方がいい用語◆◆

- **青パト**：青色回転灯を付けた安全・安心まちづくり広報車を青パトと呼びます。防犯パトロールを中心に２台あります。青パトは、講習会を受け認可された自治会等に貸し出すシステムになっています。
- **協働**(きょうどう)：市民、自治会等の市民活動団体、企業及び行政が、共通の目標に向かい対等な立場で信頼し合い、個々がもつ特性を生かして、まちづくりに取り組むことです。
- **コミュニティ**：定められた地域での日常生活や各種行事を通して、地域の住民同士の連携が密になることで、地域における諸問題の解決のために努力すること。
- **自助・共助・公助**：

自助と共助の間に、向こう三軒両隣の“近助”も大切です

自助：自らの身は自分で守ること

共助：自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと＝自治会

公助：個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公的機関が行うこと＝昭島市

●協働のまちづくりの取組み

❶地域力向上委員会

- ２６年度から始め２年で１４回開催
- 行政からは市民部長、防災課長（防災関係）、介護福祉課長（老人会）、地域開発課長（マンション・開発）、社会教育課長（子ども会）、学校教育部庶務課長（学校関係）、市民課長（転入者対応）、生活コミュニティ課長（自治会）で、自治連からは三役と相談役が出席し、毎回テーマを設けて開催

❷エリア別ミーティング

- ６つの中学校校区別に該当エリアのブロック長と自治会長が集って校区エリアの各種課題を事前にまとめ、具体的に提案型で意見交換を実施
- 自治会長から地域課題等を市長に直接伝える場となっている
- 行政側は、市長、副市長、教育長と課題の担当部長や課長が出席
- ２７年度からは年に中学校３校とし“Aグループ”“Bグループ”交互に開催

●中学校エリア・該当ブロック［A グループ］

Ａ①昭和中学校	Ａ②瑞雲中学校	Ａ③拝島中学校
１・２・３・４・５・６・21	１５・１７・１９・２０	１０・１１・１２・１３・１８

●中学校エリア・該当ブロック［B グループ］

Ｂ①福島中学校	Ｂ②清泉中学校	Ｂ③多摩辺中学校
１・２・３・５	５・６・７・８・９・１３	１０・１４・１６

知ろう！……コミュニティ協議会を

昭島市のコミュニティ構想（平成１７年５月制定）により、コミュニティ組織として３団体が活動しており、対象地域の方ならどなたでも参加できます。

■あきしま・街づくり市民会議・なかがみ

中神駅南エリア【自治会連合会の第５、第６ブロック】で平成１５年１１月に設立し、地域の様々な課題解決に向けた活動を行っています。
公式HP　http://www.siminkaigi.ma.cx/

■武蔵野会館運営協議会

中神駅北側エリア（自治会連合会の１５ブロック）の地域住民のより良い生活環境づくりをめざし平成１７年１１月に、個人・団体・機関が主体的に協力連携して武蔵野会館を設立。新しいコミュニティづくりを目的とし、運営協議会が会館の管理・運営の一部を担っています。

■まちづくり昭島北

昭島駅北側エリア（自治連の１７、１９、２０ブロック）のつつじが丘ハイツとプレイシアの中高層マンション地域におけるまちづくり活動の協働・連携（“防災”を主要テーマ）のために、４つの自治会と３つの管理組合、店舗会の８つの団体の活動がスタート。設立は平成２３年６月。
HP　http://akishima-kita.net

●昭島市の自治会紹介

B	No.	自　治　会　名	世帯
1	1	郷地第一自治会	128
	2	郷地第二自治会	123
	3	郷地第三自治会	68
	4	五月自治会	72
	5	東町第五自治会	71
	6	東町東町会	160
	7	東町親睦会	384
	8	東町中央自治会	18
	9	昭島団地自治会	277
	10	郷地住宅自治会	120
	11	郷地玉川自治会	168
		①ブロック計	1,589
2	12	福島第一自治会	187
	13	福島第二自治会	93
	14	福島第三自治会	194
	15	福島第四自治会	134
	16	福島第五自治会	202
		②ブロック計	810
3	17	栄町自治会	55
	18	八清親和会	353
	19	築地地区自治会	151
	20	都営玉川町自治会	192
	21	東中神公団自治会	294
	22	サーパス中神自治会	72
		③ブロック計	1,117
4	23	東中神睦会	158
	24	富士見ヶ丘団地自治会	266
	25	中神第3アパート自治会	446
	26	都営中神第二団地自治会	257
	27	富士見町会自治会	108
	28	新栄会	10

B	No.	自　治　会　名	世帯
4	29	昭島東部自治会	11
	30	昭和伸栄自治会	18
	31	昭島第二住宅自治会	75
	32	昭島住宅自治会	109
		④ブロック計	1,458
5	33	中神始自治会	275
	34	中神親和自治会	315
	35	中神東上自治会	119
	36	交友自治会	124
		⑤ブロック計	833
6	39	六親自治会	195
	40	朝日町住宅自治会	172
	42	中神駅前親交自治会	119
		⑥ブロック計	486
7	43	宮沢町自治会	163
	44	大神町自治会	303
	45	東ノ岡自治会	120
		⑦ブロック計	586
8	46	昭島中央自治会	62
	47	上の原自治会	139
	48	光華小前自治会	110
	49	あさひ自治会	33
	50	緑親交自治会	65
		⑧ブロック計	409
9	51	上川原自治会	315
	52	昭島駅前上友自治会	300
	53	仲よし自治会	106
	54	昭和町一丁目自治会	59
	55	松原町一丁目自治会	35
		⑨ブロック計	815
10	56	坂下自治会	130

B	No.	自　治　会　名	世帯
10	57	拝島町東自治会	44
	58	坂上自治会	170
	59	森ノ上町会	280
	60	中宿自治会	196
	61	上町自治会	310
	62	栗の沢自治会	118
		⑩ブロック計	1,248
11	63	富士見坂自治会	225
	64	松原自治会	200
	65	拝島駅前自治会	517
	66	緑ヶ丘自治会	316
	67	小荷田自治会	170
		⑪ブロック計	1,428
12	68	二葉自治会	43
	69	美野里会	17
	70	互助会	32
	71	多摩野会	46
	72	八八会	45
	73	上向自治会	73
	74	富士美自治会	82
	75	美堀町つくし自治会	62
		⑫ブロック計	400
13	77	第六親交自治会	50
	78	みまつ自治会	250
	79	上川原二丁目アパート自治会	60
	81	シティテラス昭島自治会	392
		⑬ブロック計	752
14	82	拝島団地中央連合自治会	1253
		⑭ブロック計	1,253
15	83	中神団地自治会	23
	84	昭文自治会	360

B	No.	自　治　会　名	世帯
15	85	むさしの自治会	243
	86	日の出自治会	373
	87	文化自治会	149
	88	メゾンエクレーレニュー昭島自治会	216
	89	ブルーミングガーデン昭島自治会	67
	90	バーデン昭島自治会	306
		⑮ブロック計	1,737
16	91	田中町自治会	200
	92	昭島田中町住宅自治会	460
	93	グリーンタウン昭島自治会	80
		⑯ブロック計	740
17	94	つつじが丘東自治会	417
	95	つつじが丘西自治会	198
		⑰ブロック計	615
18	96	西武拝島ハイツ自治会	439
	97	西武拝島ハイツ樹だち館自治会	59
		⑱ブロック計	498
19	98	つつじが丘北自治会	1397
	100	AYUMO CITY昭島自治会	86
	102	プラウドシーズン西武立川自治会	64
		⑲ブロック計	1,547
20	99	プレイシア自治会	527
	101	ポレスター昭島自治会	119
		⑳ブロック計	646
21	103	昭島法務自治会	241
		㉑ブロック計	241
		合計	19,208

加盟自治会数 :98 自治会　　平成 30 年 5 月現在

※立川基地跡（JR東中神駅北側）の“もくせいの杜（もり）”
　1丁目、2丁目は「21ブロック」としました
※欠番 :37、38、41、76、80

■自治会区域図

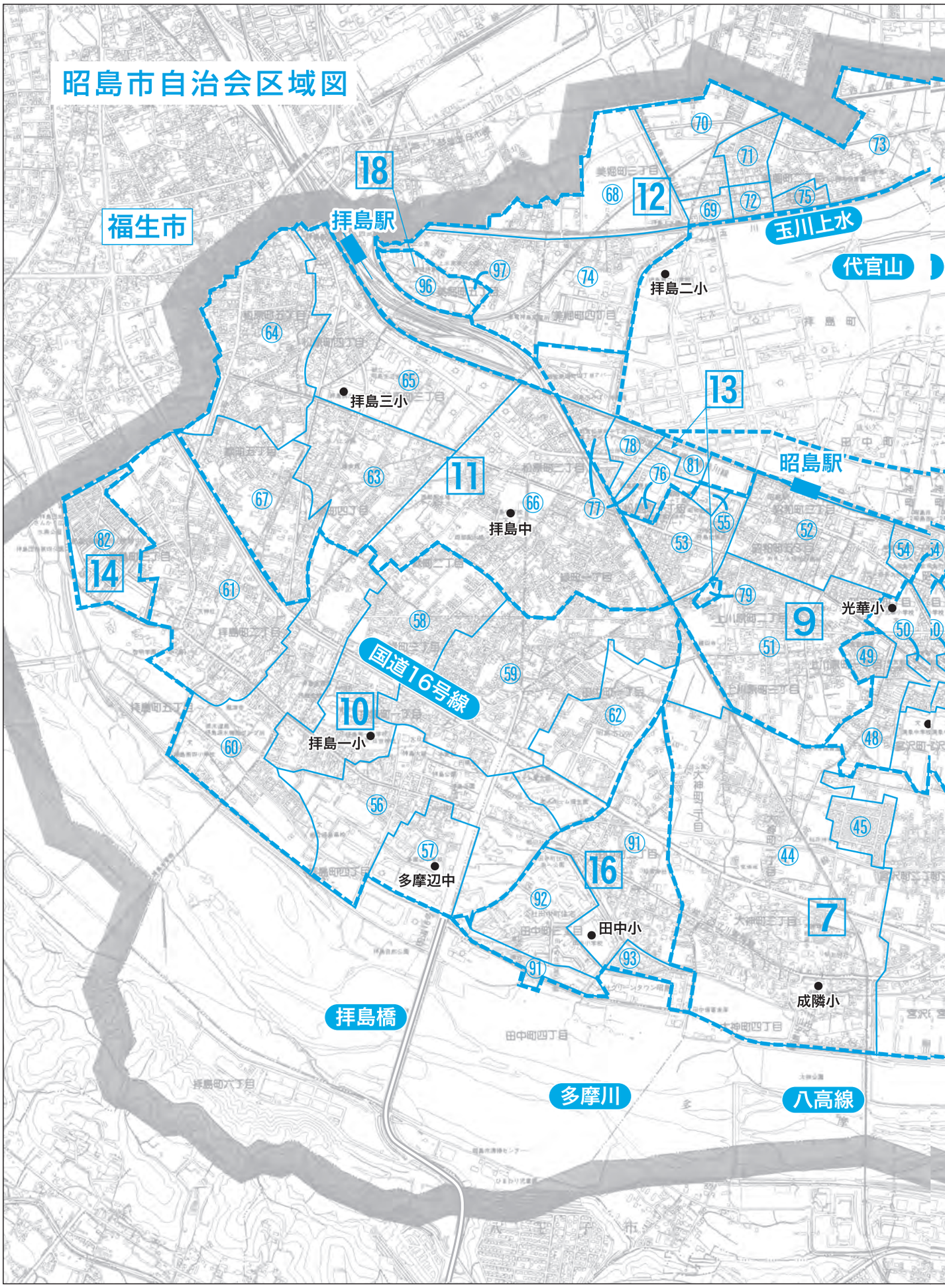
昭島市自治会区域図
福生市
拝島駅
昭島駅
玉川上水
代官山
拝島二小
拝島三小
拝島中
拝島一小
多摩辺中
田中小
光華小
成隣小
国道16号線
拝島橋
多摩川
八高線
18
12
13
11
14
10
9
16
7

西武立川駅
立川市
1～21 ブロック番号
①～⑬ 自治会番号
平成30年5月現在
武蔵野小
つつじが丘小
瑞雲中
中神駅
富士見丘小
国営昭和記念公園
東中神駅
西立川駅
清泉中
中神小
昭和中
東小
玉川小
共成小
福島中
江戸街道
立川市
多摩大橋
新奥多摩街道

●東京都の「地域の底力発展事業助成金」

『地域の底力発展事業助成』とは、都市化が進んだ東京では、コミュニティ機能の低下によって様々な課題が生じています。地域の課題や住民のニーズが多様化する中、行政だけではなく多様な主体（自治会・企業・ＮＰＯなど）が連携し、公共的な課題を解決していくことを目的に東京都が、自治会対象に地域の課題解決に取り組む助成金制度です。おおいに活用しましょう。

特例として“オリンピック・パラリンピックの機運の醸成につながる活動”が含まれている場合は、2020 年度まで毎年補助率は 100%となりました。

★**詳細は、東京都のホームページか、ガイドブックで確認**ください。

★不明な点は、東京都生活文化局（03-5388-3166）にお尋ねください。

対　象　事　業	補助限度額
① **地域の課題解決のための取組** ② **都が取り組む特定施策の推進につながる取組** 1)防災・節電活動　2)青少年健全育成活動、 3)高齢者の見守り活動　4)防犯活動、 5)オリンピック・パラリンピック気運醸成活動	◎自治会連合会で →200万円 ◎ブロックで →100万円 **◎単一自治会で** **→ 20万円**
③ **複数の単一自治会**が共同実施する地域課題解決のための取組**【共同】**	**◎複数の単一自治会で** **→ 50万円**
④ **単一自治会**が他の団体と連携して実施する地域の課題解決のための取組**【連携】**	**◎単一自治会で** **→ 30万円**

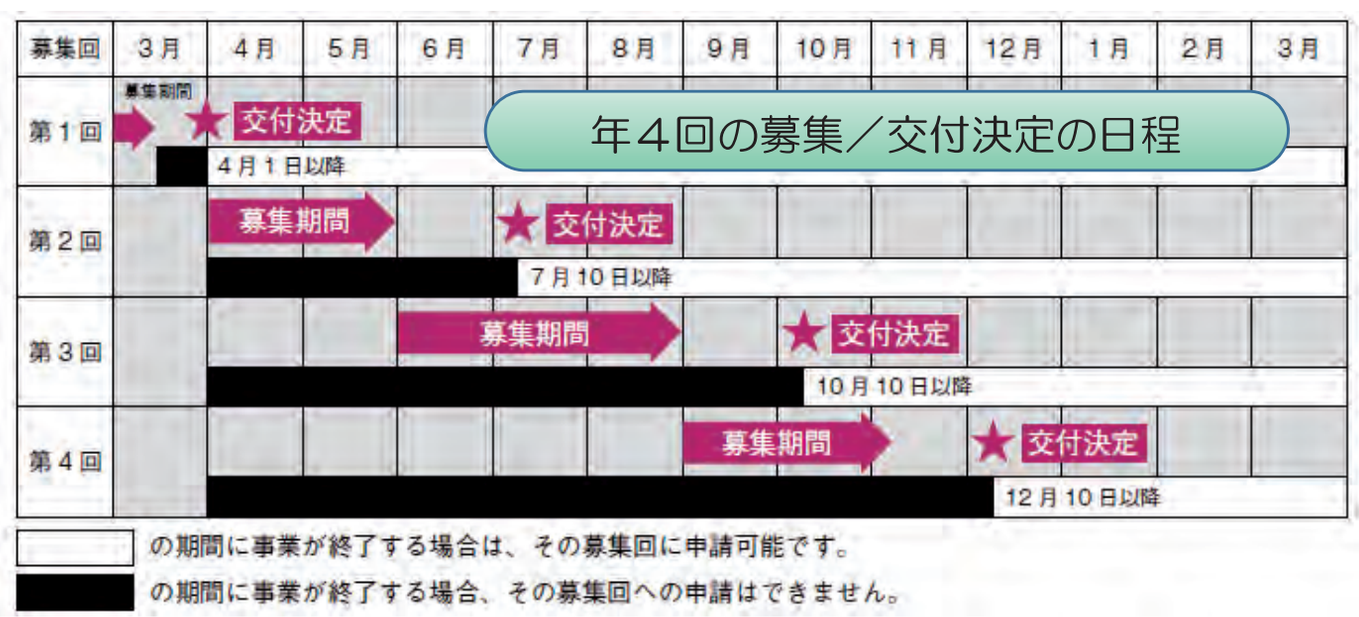

自治会運営マニュアル発行にあたって

昭島市自治会は昭和 34 年に設立され昨年 60 年が経過しました、人間でいえばちょうど還暦です。これを記念して先輩諸氏が培ってきた知識、知恵を「自治会運営マニュアル Ver.4」として発行させていただきます。

少子高齢化や人間関係の希薄化で自治会運営は厳しい状況におかれていますが、昨今の地震災害、自然風水害の頻発を考えれば地域コミュニティーの助け合い、共助は益々重要になってきていると思います。地域の共助を醸成するには、絆づくりが不可欠であります。そして、絆づくりには自治会活動を活性するしかありません、その為にこの冊子が皆様のお役に立つことを願っております。

また、昭島市自治会連合会は各自治会活動を応援しています。何か、お困りのことがありましたらばご相談下さい。各自治会がそれぞれ、様々な知恵を出し合い楽しい自治会運営を行っていただければと思っています。

最後にこの冊子編集に係わり、ご尽力いただいた方々に厚く御礼申し上げます。

自治会運営マニュアル　Ver.4

平成30年12月8日　発行

発行責任者　　中島　岩雄（昭島市自治連合会会長）

編　　集　　昭島市自治連合会総務企画委員会編集委員会

「平成30年度東京都地域の底力発展事業助成」対象事業

昭島市自治会連合会

〒195-8511　昭島市田中町 1-17-1
昭島市市民部生活コミュニティ課内
☎ ０４２－５４４－５１１１(代表)
Fax０４２－５４４－６４４０

「平成 30 年度東京都地域の底力発展事業助成」対象事業